

議案第 21 号

平成 26 年度鳩山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度鳩山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,872 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 163,158 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 3 月 2 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長 小 峰 孝



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		138,845	△3,246	135,599
	1 後期高齢者医療保険料	138,845	△3,246	135,599
2 繰入金		26,581	281	26,862
	1 一般会計繰入金	26,581	281	26,862
3 繰越金		298	243	541
	1 繰越金	298	243	541
4 諸収入		306	△150	156
	2 償還金及び還付加算金	301	△150	151
歳入	合計	166,030	△2,872	163,158

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者広域連合納付金		163,678	△2,763	160,915
	1 後期高齢者広域連合納付金	163,678	△2,763	160,915
3 諸支出金		302	△109	193
	1 償還金及び還付加算金	301	△150	151
	2 繰出金	1	41	42
歳 出 合 計		166,030	△2,872	163,158

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	138,845	△3,246	135,599
2 繰入金	26,581	281	26,862
3 繰越金	298	243	541
4 諸収入	306	△150	156
歳入合計	166,030	△2,872	163,158



## 2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1後期高齢者医療 保険料	138,845	△3,246	135,599	1現年度分特別徴 収保険料	△4,313	○特別徴収保険料 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、被保 険者から特別徴収保険料として納入されるもの △4,313
				2現年度分普通徴 収保険料	1,067	○普通徴収保険料 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、被保 険者から普通徴収保険料として納入されるもの 1,067
計	138,845	△3,246	135,599			

(款) 2 繰 入 金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	26,581	281	26,862	1保険基盤安定繰 入金	281	○保険基盤安定繰入金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険 基盤安定制度として、低所得者等の保険料軽減分を公費 で補填する費用として繰り入れるもの 負担率：県3/4、町1/4 281
計	26,581	281	26,862			

(款) 3 繰 越 金

(項) 1 繰 越 金

1繰越金	298	243	541	1繰越金	243	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を繰り入れるもの 243
計	298	243	541			

(款) 4 諸 収 入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1保険料還付金	300	△150	150	1保険料還付金	△150	○保険料還付金 過年度分の保険料に還付が生じた場合、広域連合へ歳出 還付金として請求し納入されるもの
計	301	△150	151			

### 3 歳 出

(款) 2 後期高齢者広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出	県 金	地方債 その他				
1後期高齢者 広域連合納 付金	163,678	△2,763	160,915			△2,965	202	19 負担金、補 助及び交付 金	△2,763	負担金 後期高齢者広域連合 △2,763
				(入) 保険基盤安定繰入金		281				
				(保) 特別徴収保険料		△4,313				
				(保) 普通徴収保険料		1,067				
計	163,678	△2,763	160,915			△2,965	202			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1保険料還付 金	300	△150	150				△150	23 償還金、利 子及び割引 料	△150	償還金、利子及び割引料 △150
計	301	△150	151				△150			

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰 出 金

1他会計繰出 金	1	41	42				41	28 繰 出 金	41	一般会計繰出金 41
計	1	41	42				41			